

社会的責任は組織の持続可能性に貢献するか¹麗澤大学経済学部
教授 高 巖

本稿の目的は「社会的責任は組織の持続可能性に貢献するか」「ISO26000 を活用することで、組織の持続可能性は高まるか」という問いに答えることである。ただ、この問いに答えることはそれほど容易ではない。企業も社会もともに変化し、相互に影響を与えながら、動き続けているからである。それゆえ、本稿では、次の手順で論点を整理し、結論を導き出すことにしたい。第1に「なぜ企業には社会的責任があるのか」について整理し、第2に ISO26000 の背景には、4つの社会哲学があることを確認する。第3に、国際的な脈絡においては、「リバタリアニズム」と「ニューリベラリズム」に基づく要請が大きいことを説明し、第4に、国内的な脈絡では、(1) リバタリアニズムに基づく要請に応えるが重要であることを、そしてさらに (2) それを超える取り組みが求められていることを確認する。以上により2つの問いに答えたい。

1) なぜ企業には社会的責任があるのか

企業が社会的責任を負う根源的理由は次の通りである。(1) 何人も、あるモノを所有すれば、その所有に伴う責任を負わなければならない。(2) 企業の所有者も、企業を所有することで、多くの責任を負う。(3) ただし、企業の所有者は、歴史上、自身の責任を軽減するため、出資分を上限とする責任しか負わないこととした。(4) これを可能とするため、企業に法人格を、しかも永続的な法人格を与えた。(5) 所有者が本来負うべきであった責任のほとんどは、法人格を持った企業に転嫁された。つまり「残りすべての責任」は企業自身が負うこととなった。

17世紀以降、株式会社制度は「全社員の有限責任制」と「永続性を前提とする法人格」という特徴を獲得した。すなわち、経営者兼出資者たちは、まず出資者のリスクを軽減するため「全社員の有限責任制」を導入した。これが(3)の論理に対応するわけだ。ただし「有限責任制」は、誰もが歓迎する制度ではなかった。少なくとも債権者たちには不安の材料でしかなかった。かかる不安を解消するため、つまり、企業の債務弁済能力を高めるため、会社制度は、企業を永続的な事業主体とした。この特徴が(4)の論理につながるわけである。これにより、会社制度は、

(5)のように、「残りすべての責任」を企業自身に負わせることとなった。

話はここで終わらない。その後、(6) 企業の影響力が増すことで、影響を受けるステークホルダーの数は増え、「残りすべての責任」において考慮しなければならない対象は広がっていった。また(7) 社会の意識が変わることで、「残りすべての責任」という言葉の意味内容も膨らんでいった。会社制度史の初期段階では、「残りすべての責任」という言葉はほとんど内容のないものであった。せいぜい「債権者に対する支払責任」「投資家に対する配当責任」くらいであった。それが時代に流れの中で、(6) (7)により、その内容を実質化していったのである。つまり、企業にはより強く「責任ある経営」が求められるようになっていったのである。

2) 4つの社会哲学と ISO26000

株主の責任を限定し、法人格を与えたがゆえに、企業は社会的責任を負うこととなった。では、現代社会が求める社会的責任とはどのようなものか。具体的内容は、社会的責任規格 (ISO26000) に網羅されているが、本稿では、ISO26000 の背景にある4つの社会哲学に光をあてることとする。ここにいう社会哲学とは「社会のあるべき姿」をまとめた思想群で、「功利主義」(ユートリタリアニズム)、「自由至上主義」(リバタリアニズム)と「社会自由主義」(ニューリベラリズム)、「共同体主義」(コミュニタリアニズム)の4つに分けられる。

功利主義以降の社会哲学は、いずれも先行する哲学のアンチテーゼとして登場してきた。第1の功利主義は、社会を構成する人々の満足の総和を最大化させる政策こそ好ましいとする思想。第2のリバタリアニズムは、市場取引における自由を重視するとともに、自由を阻害する要因を徹底的に排除すべしとする思想。第3のニューリベラリズムは、市場の限界を補うため、政府などが弱者支援などに動く必要を唱える思想。以上3つの社会哲学は、社会を「バラバラな個人」より成るものと捉える点で特徴を同じくしている。これに対し、第4のコミュニタリアニズムは、社会を人々の「関係」より成るものとして捉える。この前提に立つがゆえに、コミュニタリアニズムは、共同体における「義務」や「紐帯」などを重視する。

¹ 詳細な説明は、高 巖『ビジネスエシックス』日本経済新聞出版社、2013年を参照されたい。

2010 年 11 月に発行された「ISO26000」(社会的責任規格)の推奨事項には、これら哲学の思想がしっかりと反映されている。たとえば、7つの中核主題の第1である「組織統治」は、健全なガバナンスを求めるもので、リバタリアニズムの要請を基礎に置く。第2の「人権」と第3の「労働慣行」は、社会的弱者の境遇改善を重視するニューリベラリズムの要請と重なる。第4の「環境」は、将来世代の利益を考慮するニューリベラリズムの要請であり、かつ地球そのものを共同体として捉えれば、コミュニタリアニズムからの要請と解される。第5の「公正な事業慣行」は、独占禁止法や腐敗行為防止法の遵守などを強調するリバタリアニズムの要請と一致する。第6の「消費者課題」は、公正なビジネスを求めるリバタリアニズムの要請であると同時に、消費者を弱者と見なせば、ニューリベラリズムの要請でもある。最後の「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」は、それが途上国に対する開発支援を意味する時には、ニューリベラリズムによる要請と見なされ、自身が所属するコミュニティの支援を意味する時には、「絆」を重視するコミュニタリアニズムの要請と解される。

3) 国際的な脈絡における企業社会責任の実践

本稿の問いは「社会的責任は組織の持続可能性に貢献するか」「ISO26000 を活用することで、組織の持続可能性は高まるか」である。これに答えるには、少なくとも、国際的な脈絡における取り組みと、国内的な脈絡における取り組みとを分けて整理する必要がある。既に「残りすべての責任」を引き継いだ企業は「自身の影響力が増すこと」で、また「社会の意識が変わること」で、より強く「責任ある経営」を求められるようになったと説明した。これを踏まえ整理すれば、グローバルにビジネスを展開する企業は「消費者やサプライチェーンなどに与える影響力が大きくなっていること」を、また「国際社会の意識が著しく変化していること」を理解し、経営にあたる必要がある。逆に国内を中心に活動する事業者は「消費者や地域社会などに与える影響力が大きくなっていること」を、また「日本社会の意識が変わってきていること」を直視し、経営にあたる必要がある。国際的な脈絡で求められる社会的責任と国内的な脈絡で求められる社会的責任とは、強調点が異なるため、これは当然と言えば、当然のことであろう。

まず国際的な脈絡で求められる社会的責任であるが、その要請は、リバタリアニズムとニューリベラリズムに基づくものが圧倒的な影響力を持っている。それぞれの社会哲学がどのようなことを企業に要請しているのかを見ておこう。

<リバタリアニズムに基づく要請>

リバタリアニズムは、自由な競争を重視するが、その対として、影響力のある者同士による結託・共謀行為などを「自由な取引を脅かすもの」として厳しく非難する。最も忌み嫌う結託・共謀行為は「カルテル」(反競争的行為)と「外国公務員贈賄」(海外腐敗行為)である。

このため、反競争的行為に対しては、各国当局は、効果主義や属地主義という論理を駆使して関係法を域外適用し、莫大な罰金や制裁金を科し、実刑判決も厳格に下していく。特に、50ヶ国以上が「リエンシー制度」を普及させた現在、この分野における当局の摘発能力は顕著に高まっている。海外腐敗行為に対しては、国際協調の仕組みが整備され、ルールのコモン化が図られている。特に、米欧当局は、属地主義と属人主義を併用することで、腐敗防止法を域外適用し、莫大なサンクションを科すようになっている。

多くの企業は、より多くの利益をあげるため、グローバルなレベルでの自由化を望む。それは、企業によるリバタリアニズムの支持を意味している。しかし、リバタリアニズムは、その対として必ず競争を阻害する要因の徹底排除を求めてくる。両者はコインの表と裏の関係にあり、一方だけを受け入れ、他方を無視するという無節操は許されない。このため、世界は、カルテルや贈賄などの不正に対し、厳しい姿勢をもって臨むのである。

確かに、20世紀中、世界の何処かで内々に行われていたルール違反はほとんど当局に知られることはなかった。だが、21世紀に入り、基本法令の域外適用が進み、また内部告発制度などが強化され、企業を取り巻く法制度的環境は大きく変化している。逆を言えば、ISO26000の中核主題「公正な取引慣行」に列挙された推奨事項に従い、企業が体制を整え、実効性をあげれば、カルテルや贈賄行為に加担するグローバル・リスクは大幅に軽減されることになる。基本の問いに沿って答えれば、社会的責任(公正な取引慣行)の実践により、企業の持続可能性は改善されると言えよう。

<ニューリベラリズムに基づく要請>

ニューリベラリズムは、弱者に対する不正義を許さない思想であり、弱者の犠牲の上に、社会が繁栄を享受することを認めない思想である。国際社会における弱者（地域やそこに住む人々）として、途上国、最貧国、少数民族、鉱物資源埋蔵地域の住民など、多種多様なステークホルダーがあげられる。その意味で、ニューリベラリズムによる要請は広範かつ多岐にわたるが、ここでは関心を絞り、世界のニューリベラルたちが最重要課題としているコンゴ民主共和国東部地区（大湖地域）の問題を取りあげることとする（同国は 2011 年の人間開発指数で最下位）。

コンゴ東部地区では、無数の武装勢力が乱立し、それぞれが地域住民や難民に、殺人、暴行、虐待、強姦などの非人道的な行為を繰り返している。各勢力は、戦闘行為とは別に、軍資金獲得のため、近隣鉱山を支配し、奴隷や強制労働を用いた鉱石・鉱物（紛争鉱物）採掘を行っている。これまで、国連や関係諸国などが協力し、コンゴ東部地区の問題解決に努めてきたが、ほとんど効果をあげていない。そこで、世界は「東部地区から搬出される鉱石・鉱物資源を市場から締め出し、武装勢力の資金源を断つ」という方法を模索してきた。東部地区を原産地とする鉱石・鉱物は、仲介業者などを経て、溶解・精製され、電子部品などとなって世界中で流通している。この流れを押さえるため、壮大なサプライチェーン・マネジメントの仕組みを構想し始めたのである。

ニューリベラリズムは「弱者の犠牲の上に、社会が繁栄を享受することを認めない思想」と述べたが、その哲学からすれば、東部地区の問題を放置したままでの世界の繁栄は許容されないことになる。かかる意識を強く持った米国議会は、2010 年 7 月、具体的なアクションとして、紛争鉱物に関する開示義務規定を盛り込んだドッド＝フランク法を成立させた（同法第 1502 条）。これを受け、米 SEC も、2012 年 8 月 22 日、発行会社を対象とする「最終運用規則」を公表した。またこれと前後し、OECD は、2011 年 5 月「OECD デューデリ・ガイダンス」を閣僚レベル会合で採択し、紛争鉱物問題への責任ある対応を国家と企業に呼びかけている。

整理すれば、米証券取引所に上場される企業は、次の 3 つのステップを踏んで、紛争鉱物に関する開示を進めなければならない。第 1 ステップとして、製品の機能または製造に紛争鉱物を必要としているかを確認する。紛争鉱物を必要とすれば、第 2 ステップに進む（紛争鉱物が 2013 年 1 月 31 日以前にサプライチェーン外にあれば、適用外）。第 2 ステップとして、「合理的な原産国調査」（RCOI）を実施する。RCOI の結果、「紛争鉱物が関係国由来であるかもしれない」と考えられれば、第 3 ステップに進む。関係国由来であると信ずるに足る理由がなければ、あるいはスクラップ・リサイクル由来であると判断されれば、その結果を Form SD と呼ばれる書類に記載し、これをファイリングする。第 3 ステップに進んだ場合、「紛争鉱物の原産・流通加工過程」に関しデューデリを実施する。デューデリの手順や結果を「紛争鉱物報告書」に記載し、Form SD の添付書類として開示する。デューデリ実施にあたり、SEC 最終規則は「OECD デューデリ・ガイダンス」の活用を推奨している。

現在のところ、紛争鉱物を使用したとしても、それをもってペナルティが科されるわけではない。その意味で、カルテルや海外腐敗行為に加担した場合に科されるペナルティほどの厳しい処罰はないが、人権問題に対する世界の動きを理解せず、協力を怠れば、企業はブランド価値などを大きく毀損することになる。逆に言えば、ISO26000 の中核主題「人権」に列挙された推奨事項に従い、企業が体制を整え、実効性を高めれば、国際社会より一定の評価を受けることになる。基本の問いに沿って答えれば、社会的責任（人権）の実践により、企業の持続可能性は改善されるわけである。

4) 国内的な脈絡における企業社会責任の実践

では、国内的な脈絡において求められる企業社会責任とは、どのようなものであろうか。戦後成長期（1945 年～1980 年代）の日本では、政府は、経済復興や産業界の利益を第一に考え行動し、また産業界は総じて政府による調整行為を歓迎してきた。そこには、ある種の協力関係ができあがっていた。また企業は、労使協調を重視し、組織の中に運命共同体のようなものを形成してきた。まさに戦後成長期は「産業コミュニタリアニズム」の優勢な時代であった。この段階のコミュニタリアニズムは、日本社会をある程度まで成功に導いたが、1980 年代に入ると、政・官と産業界・金融界の間に行き過ぎた癒着を生み出し、ビジネスの非倫理化を放置することとなった。バブル期における企業の暴走は常規を逸し、馴れ合い行政では、これに厳格に対処することもできず、結局、日本は膨大な不良債権を抱え込むこととなった。バブル崩壊より、それまでの「産業コミュニタリアニズム」は一気に後退し、日本は自己責任を厳格に問う「実質的なリバタリアニズム」の時代に入っていった。

<実質的なリバタリアニズムに基づく要請>

バブル崩壊を境として、日本社会は、世紀転換期（1990 年代初頭～現在）を迎えた。この転換期、政府セクターは、行政手法を事前調整型から事後チェック型へとシフトさせ、事業者側の協力を引き出す法制度的な枠組みを構築していった。中でも重要な仕掛けは、会社法の中に「内部統制システム構築の義務」を課したことであり、「ガバナンスの強化」を推進したことであった。これにより、企業は、結果偏重から、プロセスと結果の双方を考慮する経営へと姿勢を転換させていった。同時に、市場セクターも、投資家による評価が機能するよう、企業内容などの開示を強化していった。こうして、経営の責任が厳しく問われる時代を迎えた。

現在、国内で最も重視しなければならない企業社会責任は「法令遵守」であり「オープンな経営」ということになっている。それは、4つのサンクションが用意されたことで、より厳格に求められるようになっていく。

第1サンクションは刑事罰である。たとえば、有価証券届出書・報告書などに重要事項に関する虚偽記載があれば、法人は罰金7億円以下（2006年までは罰金5億円以下）を科され、個人も懲役10年以下、罰金1000万円以下（2006年まではその半分）を科される。刑事罰の場合、「故意犯」であったかどうか重要な判断基準となるが、第2サンクションの課徴金では、発行者側に故意・過失が無くても、有価証券届出書・報告書に虚偽記載があれば、金融庁より納付命令が出される。第3サンクションは、株主が企業に対し民事上の損害賠償を求めることである。たとえば、発行開示の場合、有価証券の取得者が取得時に虚偽記載であることを知らなければ、発行会社は虚偽記載による株主の損失分を自己の責任において補わなければならない。第4サンクションは株主代表訴訟である。既述の刑事罰、課徴金、損害賠償などは、本来、経営者に任務懈怠がなければ、払う必要のない支出であるが、もし会社側が支払うということになれば、株主は、株主代表訴訟という形で、経営者に対し弁済を求めることになる。それゆえ、もし企業あるいは取締役が、会社にとって不都合な情報などを隠せば、当該企業や当該取締役は、著しく大きな訴訟リスクを抱え込むことになる。逆を言えば、ISO26000の中核主題「組織統治」に列挙された推奨事項に従い、企業が体制を整備し、内部管理の実効性をあげれば、訴訟リスクは軽減され、企業の持続可能性は改善されることになるわけだ。

<新しいコミュニタリアニズムに基づく要請>

現在、日本社会は、企業や経営者の責任を厳格に問う「実質的なリバタリアニズム」の時代にある。内部統制システムやコーポレートガバナンスの強化は、確かに、企業の倫理実践や不正防止に役立ってきたが、同時にそれは、業務の複雑化・煩雑化という問題も生み出してきた。このため、いくつかの企業では、文書主義や形式主義の蔓延に頭を悩ませ始めている。屋上屋をかける管理の徹底は、かつて社内にあったとされる「忠誠心や愛社精神」「労使の強い紐帯」などを壊し、役社員のモラル低下を招きつつあるのである。

「経営理念とパフォーマンスの関係」に関する調査によると、経営理念が浸透し、組織の一体感が強まれば、そこで働く人々のモラルは高まり、パフォーマンスも改善される。この因果連鎖を所与とすれば、組織の一体感が薄れ、紐帯が弱まれば、当該組織は、市場における競争力を失うことになる。これでは、いったい何のために倫理やコンプライアンスを徹底するのか、と問いたくなる。ならば、企業は、コンプライアンスなどの取り組みを緩め、再度、「産業コミュニタリアニズム」に戻るべきなのか。これには「否」と答えなければならない。仮に戻ろうとしても、それは、社会における組織の孤立化を招き、結局、組織内の紐帯まで弱めてしまうからである。では、どうすれば、企業は、もう一度、強い紐帯を取り戻すことができるのか。

コミュニタリアニズムに対する批判は、それが「外に対し不寛容になる、排他的になる」という点にあるが、社会の信頼に応える形で企業内の紐帯を強化すれば、それは「外に対し不寛容に、また排他的になる」ということはない。それゆえ、経営の基点を「組織の内」ではなく、「組織の外」にある存在根拠（生活者や顧客の信頼）に置くことを提唱したい。ISO26000は、この点に関し、具体的な推奨事項はあげていないが、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」にかかわる推奨事項を拡大解釈すれば、「新しいコミュニタリアニズム」へのヒントは得られるはずである。

以上より、「社会的責任は組織の持続可能性に貢献するか」「ISO26000を活用することで、組織の持続可能性は高まるか」という問いに対し、「持続可能性に貢献する」「持続可能性は高まる」と答えたい。